

## 門真市地域学校協働活動推進員設置要綱

(設置)

**第1条** 社会教育法(昭和24年法律第207号)第5条第2項に規定する地域学校協働活動(以下「地域学校協働活動」という。)に関する事項について、門真市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の施策に協力し、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行うため、門真市地域学校協働活動推進員(以下「推進員」という。)を設置する。

(職務)

**第2条** 推進員の職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域の教育課題解決に必要な総合的な連絡調整に関すること。
- (2) 地域及び学校の教育活動への支援、企画及び参加促進に関すること。
- (3) 他の団体との連携調整に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、推進員の設置の目的を達成するために必要と認める事項に関すること。

(定数)

**第3条** 推進員は、地域の実情を考慮の上、小学校区及び中学校区ごとにそれぞれ原則として1人以上配置するものとする。ただし、同一の推進員が複数の学校区を担当することを妨げない。

(委嘱)

**第4条** 推進員は、次に掲げる要件を備える者の中から教育委員会が委嘱する。

- (1) 地域において社会的信望がある者
- (2) 地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者

(任期)

**第5条** 推進員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員補充による推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(解職)

**第6条** 教育委員会は、推進員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解職することができる。

- (1) 第4条各号の要件を欠くに至ったとき。
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと認めるとき。
- (3) 本人から辞退の申出があったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、推進員として不適當であると教育委員会が認めるとき。

(所管)

**第7条** 推進員に関することについては、市民文化部生涯学習課が所管する。

(秘密の保持)

**第8条** 推進員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(細目)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。